

香川県がん検診精密検査協力医療機関名簿作成要領

1 目的

香川県がん検診の精度管理のための技術的指針に基づいて、市町等が実施したがん検診の結果、要精密検査と判定された者への情報提供に資するため、香川県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）は、届出制により香川県がん検診精密検査協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）名簿を作成・公表し、本県のがん検診の精度の維持・向上を図る。

2 協力医療機関からの届出及び名簿の作成

- (1) 医療機関は、4の届出基準を満たす場合に、香川県各がん検診精密検査協力医療機関届出書〔以下「届出書」という。（様式第1～5）〕を香川県がん対策推進協議会長（以下「会長」という。）あてに毎年9月末日までに提出する。
- (2) 協議会は、提出された届出書を取りまとめ、届出基準に基づき精査し、名簿を作成する。
- (3) 協議会は、協力医療機関の名簿を、保健所、市町及び検診団体に送付するほか、県ホームページに掲載することにより公表する。

3 届出の更新

届出の更新は、原則として年1回実施することとし、更新手続きは2の名簿の作成手順に準じて行うものとする。

4 届出基準

協力医療機関の要件は次のとおりとする。

(1) 胃がん検診精密検査協力医療機関

- ① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。
原則として日本消化器病学会、日本消化器がん検診学会、日本消化器内視鏡学会、日本医学放射線学会のいずれかの認定医・専門医が勤務していること。
- ② 精密検査として、上部消化管内視鏡検査あるいはX線透視検査が実施できること。
- ③ 原則として、生検が可能であること。

(2) 子宮頸がん検診精密検査協力医療機関

- ① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。
- ② 精密検査を行うことができる双眼コルポスコープを有すること。
- ③ 原則として、体がんについてはヒステロスコープ検査が可能であること。
- ④ 原則として、HPV検査が可能であること。
- ⑤ 原則として、生検が可能であること。

(3) 肺がん検診精密検査協力医療機関

- ① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。
原則として、呼吸器専門医、呼吸器外科専門医、気管支鏡専門医又は放射線科専門医のいずれかの資格を持った医師が勤務していること。

② 精密検査として、高分解能CT検査が実施できること。

※なお、上記以外に部会が認めたものを含める場合がある。

(4) 乳がん検診精密検査協力医療機関

① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。

原則として、日本乳がん検診精度管理中央機構（以下「精中機構」という。）の認定を受けた医師が1名以上勤務していること。

② 精中機構の認定を受けた診療放射線技師が1名以上勤務していること。

③ 精密検査を行うことができる乳腺用X線撮影装置及び乳腺用超音波検査装置を有すること。

④ 乳腺用X線撮影装置による画像診断について、二重読影（うち1名は精中委認定医師）が可能であること。

⑤ 細胞診（穿刺吸引細胞診を含む。）及び生検（針生検を含む。）が可能であり、実施後早期に結果が得られること。

(5) 大腸がん検診精密検査協力医療機関

① 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師が勤務していること。

原則として、日本消化器内視鏡学会、日本消化器病学会、日本消化器がん検診学会、日本医学放射線学会、日本大腸肛門病学会のいずれかの認定医・専門医が勤務していること。

② 精密検査として、全大腸が観察できること。精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査とする。精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難な場合においては、S状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査（二重造影法）の併用による精密検査を実施する。ただし、その実施に当たっては、十分な精度管理の下で、注腸エックス線検査の専門家により実施すること。

③ 原則として、生検が可能であること。

(6) 各がん検診精密検査協力医療機関についての共通事項

① 発見されたがんに対する根治手術が実施できるなど、適切な治療体制が整備されていること。ただし、治療担当機関との連携体制が整備されている医療機関においてはこの限りではない。

② 原則、生検について、自院あるいは外部委託機関において診断及び検査のできる体制が整っていることとする。

③ 精密検査の結果は、精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、市町（検診受託機関）へ速やかに返送するなど市町の行う各がん検診の精度管理の向上に協力すること。また、精密検査の結果については、必要に応じて部会に報告されることについて了承すること。

④ 発見がんに関して、部会等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともに香川県がん登録にも協力すること。

⑤ 精密検査に携わる医師等が、がん検診等に関する学会及び協議会の指導により行われるがん検診従事者講習会への参加し、常にがん検診等に関する学術情報や知見を得るよう努めていること。

5 協力医療機関名簿登載後の変更

(1) 協力医療機関は、届出書の内容に変更を生じた場合には、速やかに、香川県各がん検診精密検査協力医療機関変更届出書〔以下「変更届出書」という。（様式第6～10）〕を各部会長

あてに提出する。

(2) 協議会は、提出された変更書を届出基準に基づき精査し、名簿を変更する。

6 協力医療機関の取消

協議会は、次の各号に該当するときには、協力医療機関を取り消すことができる。

- (1) 協力医療機関から、協力医療機関の要件が満たされなくなった等の理由により、香川県がん検診精密検査協力医療機関辞退届(様式第11)の提出があったとき。
- (2) その他、協力医療機関として不相当と認められるとき。

7 届出に係る事務

協力医療機関の届出に関する事務は、香川県健康福祉部健康福祉総務課において行う。

8 その他

この要領に定めるもののほか、協力医療機関の届出に関して必要な事項は、協議会で定める。

附 則

この要領は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月2日から施行する。